

山形のうまいもの創造支援事業実施要領

第1 事業実施主体

- 1 過去に次の事業において採択実績のある者については、当該採択プロジェクトと同一の事業と認められるプロジェクトにおいては、事業実施主体となることができないうものとする。
 - (1) 農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業
 - (2) 元気な6次産業化応援プロジェクト事業
 - (3) 元気な6次産業化ステップアップ支援事業
 - (4) 食産業王国やまがた推進事業
 - (5) 山形のうまいもの創造支援事業
- 2 山形のうまいもの創造支援事業実施要綱（令和3年4月30日付け6次第36号。以下「要綱」という。）第2の地域の6次産業化ネットワーク協議会とは、地域の6次産業化の推進を目的とし、市町村を含む多様な事業者が参画するネットワークをいう。

第2 プロジェクト

- 1 要綱第3の1の(1)の県内に主たる事業所を有する食品製造業者の取組みとは、主に県産農林水産物を原材料として使用する加工品の製造加工に係る取組みをいう。
- 2 要綱第3の1の(2)の自らの6次産業化の取組みとは、農林水産物の加工、直接販売、農林水産業関連サービス（自家生産物を量的又は金額的に原材料のおおむね50%以上使用した飲食物の提供、主に自家生産物及びその生産基盤等を資源とした体験サービス等をいう。）等の取組みをいい、農林水産物の加工、直接販売の取組みにあつては、自家生産物を量的又は金額的に原材料のおおむね50%以上使用するものとする。
- 3 要綱第3の1の(3)の地域の6次産業化の取組みとは、地域の農林漁業者が利活用できる6次産業化拠点施設（直売所、加工所等をいう。）において、要綱第2に規定する事業実施主体の6次産業化に必要となる機械等の導入を行う取組みをいう。
- 4 要綱第3の1のプロジェクト計画書の作成は、次によるものとする。
 - (1) 食品製造業者が県産農林水産物を原材料として使用する加工品の製造加工に取り組むプロジェクト計画書 別記様式第1号
 - (2) 自らの6次産業化に取り組むプロジェクト計画書 別記様式第2号
 - (3) 地域の6次産業化に取り組むプロジェクト計画書 別記様式第3号
- 5 プロジェクトの期間は5年間（第2の1においては3年間）とし、最終年度におけるプロジェクト目標のほか、プロジェクト策定年度以降の各年度の目標を設定するものとする。
- 6 プロジェクト目標は、次のとおりとする。

プロジェクトの種類	目標項目
(1) 食品製造業者が県産農林水産物を原材料として使用する加工品の製造加工に取り組むプロジェクト	ア 農林水産業を起点とした産出額が増加すること イ 県産農林水産物の使用量（重量又は価格）が増加すること ウ 県産農林水産物の使用割合（重量又は価格）が現在より10ポイント以上増加又は新たに導入される設備等で使用する県産農林水産物の使用割合（重量又は価格）が50%以上となること エ 県内の農林漁業者等との取引を拡大すること オ 1.5名（375人日）以上の雇用を拡大すること カ 独自目標として、少なくとも1つ以上は数値目標を設定すること

(2) 自らの6次産業化に取り組むプロジェクト	ア 産出額が現状の2倍以上増加すること イ 独自目標として、少なくとも1つ以上は数値目標を設定するとともに、地域の6次産業化に取り組む場合には、地域の農林漁業者の施設の利活用に関する目標を設定すること
(3) 地域の6次産業化に取り組むプロジェクト	

- 7 要綱第3の3のプロジェクト計画書の提出は、別記様式第4号により行うものとする。
- 8 要綱第6の1の通知は、別記様式第5号により行うものとする。
- 9 要綱第6の3の別に定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) プロジェクト目標達成のために計画の変更が必要である場合
 - (2) 社会情勢の変化に伴い、計画の変更が必要である場合

第3 事業の承認及び着工

- 1 要綱第7の1の事業実施計画は、プロジェクトの期間において、当該年度の計画を別記様式第6号により定めるものとする。
- 2 要綱第7の3の提出は、別記様式第7号により行うものとする。
- 3 要綱第7の4の(4)の別に定める基準は、次に掲げるものとする。
 - (1) 要綱第3の1の(1)及び(3)の事業実施主体が事業実施計画に基づく事業の補助対象とする機械導入等とは、機械装置、器具備品（以下「機械類」という。）及びそれらの導入に必要となる最小限の施設改修とし、農林水産物の生産・飼養に関するもの、リース機械及び事務通信機器は除く。
 - (2) 要綱第3の1の(2)の事業実施主体が事業実施計画に基づく事業の補助対象とする機械導入等とは、機械類及びそれらの導入にともなう施設改修（以下「改修施設」という。）とし、農林水産物の生産・飼養に関するもの、リース機械及び事務通信機器は除く。
 - (3) 事業実施計画に基づく事業の事業費が200万円以上であること。
 - (4) 事業実施計画に基づく事業の事業費は、当該事業の実施地域の実情に即した適正な実効価格により算定され、事業の実施により設置する機械類や改修施設の規模及び構造は、事業の目的に合致するものであること。
 - (5) 事業実施計画に基づき導入される機械類及び改修施設は、当該事業実施計画を定めた者又は構成員が既に有するものの代替として導入されるものでないこと。
 - (6) 事業実施計画に基づき導入される機械類及び改修施設は、耐用年数がおおむね5年以上であること。
 - (7) 事業実施計画に基づき山形県特定農業機械導入基準（平成30年6月山形県農林水産部）に定める特定農業機械を整備する場合にあっては、同基準に定める利用規模の下限を満たすものであること。
 - (8) 補助対象の機械類は1台おおむね30万円以上（事業実施計画における事業費）とするが、一体的に使用する機械類は、合算した金額とすることができるものとする。
- 4 要綱第7の5の通知は、別記様式第8号により行うものとする。
- 5 要綱第7の7に規定する重要な変更は、次のいずれかに該当するものをいう
 - (1) 事業の中止若しくは廃止又は新たな事業の実施
 - (2) 事業実施主体の変更
 - (3) 事業費の増又は30%を超える減
 - (4) 事業を実施する地の変更
- 6 事業の実施については、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号）第6条の規定に基づく交付の決定（以下「交付決定」という。）により行うものと

する。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着工する場合にあっては、市町村の長は別記様式第9号を知事に提出するものとする。この場合において、市町村以外の事業実施主体においては、あらかじめ当該事業を実施する地の市町村の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着工届を市町村の長に提出しなければならないものとする。

- 7 6のただし書により交付決定前に事業に着工する場合にあっては、事業実施主体は、当該事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着工するものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- 8 市町村以外が事業実施主体である場合には、市町村の長は、6のただし書による交付決定前の着工については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限度にとどめるよう指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第4 事業の報告及び評価

- 1 要綱第8の1の報告書は、事業実施年度から5年間（(1)については3年間）、次により作成するものとする。
 - (1) 食品製造業者が県産農林水産物を原材料として使用する加工品の製造加工に取り組むプロジェクトの報告書 別記様式第10号
 - (2) 自らの6次産業化に取り組むプロジェクトの報告書 別記様式第11号
 - (3) 地域の6次産業化に取り組むプロジェクトの報告書 別記様式第12号
- 2 要綱第8の2の提出は、毎年度、当該年度の翌年度の4月30日までにを行うものとする。
- 3 要綱第8の3の提出は、別記様式第13号により、当該年度の翌年度の5月31日までにを行うものとする。

第5 プロジェクトの評価及び指導

- 1 知事は、要綱第8の4に定める評価及び事業実施主体の指導のため、事業実施主体に対し、アドバイザーを派遣する。
- 2 アドバイザー派遣の実施期間は、原則として事業実施年度の翌年度とする。

附 則

この要領は、令和3年4月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月27日から施行する。